

越監告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 16 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

1 監査対象及び執行期間

下水道課 令和 2 年 9 月 10 日（木）～ 9 月 14 日（月）

2 措置状況

表 題	一般会計からの補助金交付の請求等について
監査の結果	<p>&lt;意見事項&gt; 一般会計から下水道事業会計への補助金（令和 2 年度予算額 11 億円）交付について、本年度 8 月末に 8 億円を概算交付し、残金を 11 月末に交付予定とし、当該会計での 2～4 億円の資金余裕を是としている。しかしながら、概算払は、会計規則（第 46 条）にあるように特例的支出であり、財務・会計当局の適切な監理のもと、当該会計の所要資金を合理的に算定し、適切な時期にきめ細かく請求・交付すべきものとする。一般会計の厳しい資金状況に鑑み、適切な事務処理に改められたい。</p>
措置の内容	<p>下水道事業会計から一般会計への補助金交付の請求等については、適正な資金管理に向けた業務手順書を整備し、年間の資金予定表及び毎月の資金計画に基づき予算執行することにより、「合理的に」、「適切な時期に」、「きめ細かく」請求し、交付を受けながら資金余裕を最小限に留め、かつ資金不足に陥らないように資金管理を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>